

2011年11月

地域・都道府県サッカー協会 御中

各種連盟 御中

財団法人日本サッカー協会

副会長/専務理事 田嶋 幸三

競技会における自動体外除細動器 (AED) 配備について(通達)

2011年度10月理事会において「チーム等に対する医学的義務の件」ということでJリーグ/日本フットボールリーグ/なでしこリーグ/Fリーグ所属チームに対し自動体外除細動器 (AED) の所持および携行が義務付けられました。サッカー競技もしくはスポーツを楽しむ際において競技者がトレーニング又はプレー中に心室細動を起こし亡くなるケースのような悲劇を繰り返さないためにも本協会の主催する競技会におきましては、今後下記の通りの方針にて自動体外除細動器 (AED) の配備を進めていきたいと思っておりますので、様々な施設やスポーツ環境においての配備にご協力お願い申し上げます。

記

1. 本協会が主催する競技会における AED 配備の義務付け

本協会が主催する競技会（国際試合含む）においては、試合ごとに AED を必ず配備をする。競技会を開催する会場の形状によるが、事故が発生した場合に即座に対応できるような本部機能を有する場所（本部諸室、ピッチ脇など）に配備をすること。なお、競技会においては選手のみならず、審判や運営役員、観客に至るまでその適用範囲を広げて対応できるようにしておく。

特に諸室のないような、公園の多目的広場や河川敷のような場所で試合を行う場合は AED の設置場所がピッチから離れた管理事務所に配置されているケースがあるが、心肺停止における蘇生措置は一刻一秒を争う性質であることを十分に認識し、すぐに対処できる場所に AED を配備しなければならない。

※AED を使用した心肺蘇生法については（財）日本心臓財団のホームページ (<http://www.jhf.or.jp/aed/index.html>)を参照ください

※AED の使用方法については最寄りの消防署や各種団体が実施している救急救命講習会等を受講することができます

2. 上記以外の競技会における AED 配備の推奨

本協会が主催する競技会以外の地域大会、都道府県大会、各リーグ、連盟競技会等についても、上記のように AED をピッチ脇などに配備することが望ましい。

大会を主催運営する立場の者は十二分に AED の配備に関する状況を把握したうえで、試合に臨むこと。

以上

<p>本件に関するお問い合わせ先 財団法人日本サッカー協会 競技運営部 国内グループ 電話：03-3830-1809 FAX：03-3830-2005</p>
